

県内関係高等学校と建災防長崎との相互連携による 労働安全衛生活動の推進に関する協定書締結式について



8月22日（火）に大村工業高校において、建災防長崎と関係6高校が標記協定を締結いたしました。

今回の協定は『**県内関係高等学校と建設業労働災害防止協会長崎県支部**が、建設キャリア教育の一環として、労働安全衛生教育や建設現場で必要な資格取得に関して連携し、労働災害防止への理解と啓蒙啓発を図ることを目的として協定書の締結を行う。』ことを目的としています。

今回の協定締結により、長崎工業高校を含め、7高校が協定をもとに進めていくことになりました。

今回の協定締結は、**上五島、諫早農業、佐世保工業、鹿町工業、島原工業、大村工業**の6高校です。
協定書への支部長様と各高等学校長の署名で、締結となりました。
来賓としてお招きしたのは次の関係の皆様です。

- 一般社団法人長崎県建設業協会
- 公益財団法人長崎県建設技術研究センター
- 長崎労働局労働基準部健康安全課
- 長崎県土木部建設企画課
- 長崎県教育庁高校教育課



紹介ビデオ上映



電気科



建築科



建設工業科

締結式前
鹿町工業や大村工業の紹介ビデオ上映。

締結式後
今回の協定に関連する本校電気科、建築科、建設工業科を案内いたしました。

協定書

県内関係高等学校と建災防長崎との相互連携に関する協定書

長崎県立大村工業高等学校（以下、「甲」という。）と建設業労働災害防止協会長崎県支部（以下、「乙」という。）は、相互連携による労働安全衛生活動の推進を図るため、次のとおり協定（以下、「本協定」という。）を締結する。

（目的）
第1条 本協定は、甲及び乙が、建設キャリア教育の一環として、労働安全衛生教育や建設現場で必要な資格取得に関して連携し、労働災害防止への理解と啓蒙啓発を図ることを目的とする。

（連携事項）
第2条 前条の協定に基づき、実施する連携事項は、次の各号のとおりとする。
（1）建設業における労働安全衛生関係の出席講義に関すること
（2）建設現場での資格取得に関すること
（3）その他必要と認められる事項

（経費）
第3条 前条各号に掲げる連携事項の実施に伴う経費負担については、甲乙の協議により定める。

（雑則事項）
第4条 本協定に定めのない事項、又は本協定に定められた事項に反し、疑義等が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

（有効期間）
第5条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から令和6年3月31日までとする。但し、本協定の有効期間が満了する1ヶ月前までに、甲乙いずれからも申し入れがない場合は、さらに1年間延長するものとする。

本協定の締結を断するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自1通を保有するものとする。

令和5年8月22日
（甲）長崎県立大村工業高等学校 校長 市丸智大
（乙）建設業労働災害防止協会長崎県支部 支部長 谷村隆三